

平成31年3月7日
文部科学省
高等教育局長
令和3年6月29日一部改正
令和4年7月14日一部改正
令和6年6月18日一部改正

「持続的な産学共同人材育成システム構築事業委員会」の開催について

1. 背景及び目的

（背景）

Society5.0時代を切り拓くためには、経済社会システムの全般的な改革が不可欠となっている。特に、人材育成は重要な課題であり、次世代にふさわしい教育システムへと改革を加速させることが急務である。一方で、我が国の産学連携は、欧米に比べて低調であることが産業界等から強く指摘されているところ。特に、研究と比較すると、教育に関する産学連携はまだまだ不十分な状況となっている。

（目的）

アカデミアと社会を自由に行き来できる学びと社会生活の好循環を醸成し、もって、中長期的かつ持続的に社会の要請に応えることができる産学共同による人材育成システムを構築することを目的として、実践的な産学共同教育の場やプログラムを提供するために不可欠な実務家教員（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）の質・量の充実に資する取組の中から優れたものを選定し、重点的な財政支援を行うため、「持続的な産学共同人材育成システム構築事業委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

2. 協議事項

- （１）「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」（以下「事業」という。）の公募要領等の策定及び応募のあった取組の選定に関する事項
- （２）選定された取組の中間評価・事後評価に関する事項
- （３）その他必要な事項

3. 実施方法等

- （１）別紙の有識者の協力を得て、上記２に掲げる事項について検討を行う。
- （２）委員会に委員長を置き、委員の互選により選任するものとする。
- （３）委員会は、必要に応じて、委員以外の者を参画させることができる。

4. 開催期間

令和6年6月18日から令和7年3月31日

5. その他

- （１）委員は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- （２）委員会に関する庶務は、文部科学省高等教育局専門教育課において処理する。
- （３）その他の運営に関する事項は、必要に応じ委員会に諮って定める。

持続的な産学共同人材育成システム構築事業委員会 委員名簿

乾 喜一郎 リクルート進学総研主任研究員（社会人領域）

大 藺 恵 美 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻教授

佐 藤 浩 章 東京大学大学総合教育研究センターTL 推進部門教授

鹿 田 正 昭 国際高等専門学校校長

西 村 友 幸 小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教授

松 井 清 充 中小企業家同友会全国協議会参与

計 6 名（敬称略・五十音順）